

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 職員の懲戒審査委員会設置要綱

## (設 置)

第1条 会長の任命に係る職員の就業規則 58条に基づく懲戒処分について公正な取扱いを期するため、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会職員の懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、訓告等に関する事項を審査する。

## (組 織)

第3条 委員会は、委員長、委員及び臨時委員をもって組織する。

2 委員長は、副会長の職にあるものとする。

3 委員は、理事または町内会、民生児童委員、教育機関及び関係行政機関の代表をもって充てる。

4 臨時委員は、審査に付すべき事案の事務局長をもって充てる。

《改正》R1.7.1

## (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

《改正》R1.7.1

## (委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、町内会代表の職にある者がその職務を代理する。

3 委員長は、審査に付されて議了した事項は、速やかに会長に報告する。

《改正》R1.7.1

## (会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員及び臨時委員は、自己又は親族に関する事案の審査に関与することができない。

ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

**(事情の聴取等)**

第7条 委員会は、審査に当たり必要があると認めたときは、事件の本人又は関係者の出席を求め、事情の聴取又は意見を聴くことができる。

**(庶務)**

第8条 委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において行う。

**(委任)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は平成15年 4月 1日から施行する。

この要綱は令和元年 7月 1日から施行する。